

令和 2 年 4 月 30 日

保護者の皆様

浜田市教育委員会

臨時休業中の「子どもの居場所」について

この度の浜田市内小中学校の令和 2 年 5 月 10 日（日）までの臨時休業期間の延長に伴い、放課後児童クラブについても、その期間は開設をしないこととなりました。

つきましては、臨時休業中は自宅で過ごすのが原則ではありますが、平日において家族等による見守りがなく、家庭等で過ごすことが困難な場合において、下記のとおり緊急的に学校に居場所を追加で確保することとします。

ただし、通常の学校生活ではありませんので、ご理解いただいた上でのご利用をお願いします。

なお、5 月 11 日（月）以降の対応については、今後、国の判断（見解）及び県の方針を受け、改めてお知らせします。

記

1 「子どもの居場所」開設期間

令和 2 年 5 月 7 日（木）～5 月 8 日（金）の間、延長する。

【延長前】 令和 2 年 4 月 21 日（火）から令和 2 年 5 月 6 日（水）

【延長後】 令和 2 年 4 月 21 日（火）から令和 2 年 5 月 8 日（金）

※ 土曜日・日曜日・祝日は開設しません。

※学校の臨時休業期間について

令和 2 年 5 月 7 日（木）～令和 2 年 5 月 10 日（日）の間、小中学校の臨時休業期間を延長する。

【延長前】 令和 2 年 4 月 21 日（火）から令和 2 年 5 月 6 日（水）

【延長後】 令和 2 年 4 月 21 日（火）から令和 2 年 5 月 10 日（日）

2 時 間 午前 8 時から午後 6 時まで（時間厳守でお願いします）

3 場 所 現在通学中の浜田市立小学校の教室等

4 対象者

ア 小学校 1 年生から 3 年生及び特別支援学級の児童で、家族等による見守りがなく、家庭等で過ごすことが困難な児童

イ 4 年生以上で特別の事情（児童本人の事情や、保護者が仕事を休むことが難しい場合など）がある児童

ウ 小学生で保護者が医療従事者・保育士・介護福祉士等の職にあり、やむを得ず家庭等で過ごすことができない状況にある児童

（裏面につづく）

5 活動内容

指定された教室で、持参した課題や問題集等を自席で取り組みます。
筆記用具を持参してください。

なお、教職員は児童の見守りは行いますが、学習を教えたり、新たな課題を与えたりすることは行いません。

6 登下校 保護者が送迎を行うようお願いいたします。

7 昼食 給食はありませんので、弁当・水筒を持たせてください。

8 その他

・この居場所を利用する場合、新たに利用を希望される保護者からは、別紙「利用申出書」を提出していただく必要がありますので対応願います。引き続き、5月7日、8日に利用される保護者は、提出の必要はありません。

・「健康チェック表」を持たせてください。

(発熱等体調不良の際は、利用できません。)

・通学時及び校内での事故等があった場合は、スポーツ振興センター保険の対象外となります。

問い合わせ先

浜田市教育委員会学校教育課

TEL 0855-25-9710 FAX 0855-22-5090